

(証券コード 1972)
2026年6月11日
(電子提供措置の開始日2026年6月3日)

株 主 各 位

東京都港区芝五丁目34番2号

三晃金属工業株式会社

代表取締役
社 長 青 木 栄 一

第77期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第77期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
<https://www.sankometal.co.jp/ir/business-report.html>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、こちらからご確認される場合は、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又は電磁的方法（インターネット）により議決権を行使することができますので、お手数ながら本招集通知もしくは電子提供措置事項として上記ウェブサイトに掲載いたしました招集通知の株主総会参考書類をご検討くださいます。2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。詳しいご案内を4頁及び5頁に記載いたしておりますのでご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区芝五丁目34番2号
ミタマチテラス 3階カンファレンス

※【会場変更のお知らせ】

本総会は、開催場所が昨年と異なります。
ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、
お間違いのないようご注意ください。

3. 目的事項

報告事項 第77期（自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金配当の件

第2号議案 取締役6名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

(株主様へのお願い)

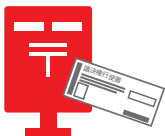
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ・**有価証券報告書の株主総会前の開示について**
株主総会前の6月22日（月）午前に有価証券報告書を開示予定ですので、あわせてご覧ください。

EDINET(金融商品取引法に基づく開示書類に関する電子開示システム)
<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/WEEK0010.aspx>



議決権行使方法のご案内

書面又はインターネットにより議決権を行使される場合



書面（郵送）にて行使される場合

行使期限 2026年6月25日(木曜日)午後5時30分到着分まで有効

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

※郵送による議決権の行使において、議案に賛否の記載がなかった場合には、賛成の意思表示がされたものとして取り扱わせていただきます。



インターネットで議決権を行使される場合

行使期限 2026年6月25日(木曜日)午後5時30分まで

パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスし(<https://evote.tr.mufg.jp/>)、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

※詳細につきましては次頁もご参照ください。

株主総会にご出席の場合



株主総会日時 2026年6月26日(金曜日)午前10時開催

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会当日は、第77期定時株主総会招集ご通知(本書)をお持ちください。

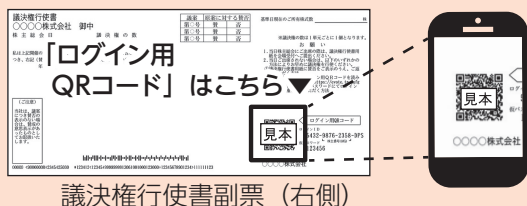
インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限 2026年6月25日(木曜日)午後5時30分まで

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

1. QRコードを読み取る



- スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要です。
- 同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

2. 画面の案内に従って賛否をご入力ください

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



2. お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。


「ログイン」をクリック

ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

【議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-173-027

(通話料無料、受付時間：午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金配当の件

剰余金の配当につきましては、業績に応じた利益の配分を基本としつつ、企業価値向上に向けた投資等に必要な資金所要、先行きの業績見通し、財務体質等を勘案しつつ、期末の利益剰余金の配当を実施する方針であります。

「業績に応じた利益配分」の指標としては、配当性向の50%を目安としております。

この方針に基づき、2026年3月31日を基準日とする1株あたり配当金につきましては、次のとおりとさせていただきますと存じます。

1. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金35円 総額674,720,725円

(ご参考) すでに実施しております中間配当（1株につき170円）は2025年10月1日を効力発生日として普通株式1株を5株に分割した影響を考慮した場合、1株につき34円に相当しますので、合わせまして、年間配当金は、1株69円となります。

なお、年間配当金1株につき69円は、株式分割前の1株当たりの配当金に換算すると1株につき345円となります。

2. 剰余金の配当が効力を生ずる日
2026年6月29日

第2号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結のときをもって取締役7名が、任期満了となりますので、本総会において取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	あおき えいいち 青 木 栄 一 (1965年2月12日生)	1987年 4月 新日本製鐵株式会社入社 2012年 5月 同社名古屋製鉄所工程業務部長 2012年10月 同社新日鐵住金株式会社へ統合 2015年 4月 同社薄板事業部薄板企画部長 2019年 4月 同社日本製鐵株式会社に社名変更 参与名古屋支店長 2023年 4月 当社顧問 2023年 6月 当社取締役副社長及び技術本部副本部長委嘱 2024年 4月 当社代表取締役社長 現在に至る	13,438株
2	ながの みつひろ 長 野 光 博 (1966年7月7日生)	1985年 4月 当社入社 2011年 3月 当社中国支店長 2019年 4月 当社執行役員大阪支店長、営業本部西日本成型品営業部長委嘱 2021年 4月 当社執行役員技術本部副本部長委嘱、工事総括部、施工管理部、技術開発センターを担当 2021年 6月 当社取締役上席執行役員技術本部副本部長委嘱、工事総括部、施工管理部、技術開発センターを担当 2022年 4月 当社取締役上席執行役員技術本部副本部長委嘱、技術部、工事総括部、施工管理部、技術開発センターを担当 2024年 4月 当社取締役常務執行役員技術本部長委嘱 現在に至る	3,082株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
3	この てつや 今 野 徹 哉 (1964年4月17日生)	1988年 4 月 新日本製鐵株式会社入社 2012年10月 同社新日鐵住金株式会社へ統合 財務部制度・システム企画室上席主幹 2014年 4 月 同社から大阪製鐵株式会社へ出向 2018年 4 月 新日鐵住金株式会社内部統制・監査部部长、財務部 上席主幹兼務 2020年 4 月 当社顧問 2020年 6 月 当社執行役員総務部長及び働き方改革推進班長委嘱 2021年 6 月 当社取締役上席執行役員総務部長及び働き方改革推 進班長委嘱、内部統制・監査部、人材開発部、経理 部及び安全・衛生・環境部に関する事項管掌 2023年 4 月 当社取締役上席執行役員総務部長、人材開発部長及 び働き方改革推進班長委嘱、内部統制・監査部、経 理部及び安全・衛生・環境部に関する事項管掌 2024年 4 月 当社取締役常務執行役員総務部長、人材開発部長、 BPX班長委嘱、内部統制・監査部、経理部及び安 全・衛生・環境部に関する事項管掌 2025年 4 月 当社取締役常務執行役員総務部長、人材開発部長委 嘱、内部統制・監査部、経理部、安全・衛生・環境 部及び、BPX班に関する事項管掌 現在に至る	1,642株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
4	ふくだ たかゆき 福田 貴之 (1963年9月19日生)	1988年 4月 新日本製鐵株式会社入社 2012年 10月 同社新日鐵住金株式会社へ統合 2016年 4月 同社八幡製鉄所工程業務部長 2019年 4月 同社日本製鉄株式会社に社名変更 上海事務所長 2022年 9月 当社上席執行役員東京支店副支店長委嘱 2023年 4月 当社上席執行役員営業本部副本部長、成型品営業部 長及び東京支店副支店長委嘱 2023年 6月 当社取締役上席執行役員営業本部副本部長、成型品 営業部長及び東京支店副支店長委嘱 2024年 4月 当社取締役常務執行役員営業本部長、成型品営業部 長委嘱、支店に関する事項管掌 2025年 4月 当社取締役常務執行役員営業本部長、改修・塗装営 業部長委嘱、支店に関する事項管掌、建材事業に関 する事項につき江口常務執行役員に協力 2026年 4月 当社取締役常務執行役員営業本部長、改修・塗装営 業部長、建材事業部長委嘱、支店に関する事項管掌 現在に至る	1,461株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
5	みよ もとゆき 三代元之 (1955年9月8日生)	1979年4月株式会社富士銀行入行 1995年4月同行国際審査部次長 1998年10月同行ロンドン支店副支店長 2002年4月株式会社みずほコーポレート銀行 シンガポール支店 参事役 2004年9月同行アジア業務管理部参事役(香港駐在) 2007年3月同行国際管理部 参事役 2008年9月大同メタル工業株式会社入社 ロシアLLC社副社長 2011年7月同社執行役員 ロシアLLC社副社長 2019年4月同社取締役兼常務執行役員 経営・財務企画ユニット長 2021年6月同社代表取締役社長 2023年3月同社代表取締役社長 退任 2024年6月当社取締役 現在に至る	一株
6	はなざと としかず 花里利一 (1956年2月7日生)	1980年4月群馬大学 工学部建設工学科助手 1984年10月東京都立大学 工学部建設工学科助手 1991年5月大成建設株式会社 設計本部原子力部係長 1992年4月株式会社田治見エンジニアサービス 主任研究員(出向) 2000年4月大成建設株式会社 技術センター課長 2005年9月三重大学 工学研究科建築学専攻 教授 2021年4月三重大学大学院工学研究科 名誉教授 神奈川大学 工学研究所 客員教授 2025年6月当社取締役 現在に至る 2026年4月神奈川大学 工学研究所 客員研究員 現在に至る	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 三代元之、花里利一の両氏は社外取締役候補者であります。
① 取締役候補者三代元之氏は、大同メタル工業株式会社の代表取締役社長を退任され、現在他社との兼任はありません。なお、当社と大同メタル工業株式会社に取引関係はありません。
② 取締役候補者花里利一氏は、神奈川大学工学研究所客員研究員を兼任されており、過去に当社の取引先である大成建設株式会社に勤務されていました。

3. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は以下のとおりであります。
 - ① 取締役候補者三代元之氏は、金融機関及び海外勤務、また大同メタル工業株式会社における取締役としての経歴等、豊富な知見・経験等を当社経営全般に対し活かしていただき、業務執行者から独立した客観的な立場で、主に取締役会における議題等会社経営に関する様々な事象に対し、多角的な視点から監督機能を果たしていただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結のときをもって2年であります。また、同氏につきましては株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - ② 取締役候補者花里利一氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、建築工学の専門家で、過去に建設業にも携わられており、その豊富な知見・経験等を取締役として当社経営全般に対し活かしていただき、業務執行者から独立した客観的な立場で、主に取締役会における議題等会社経営に関する様々な事象に対し、多角的な視点から監督機能を果たしていただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結のときをもって1年であります。また、同氏につきましては株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社は、三代元之、花里利一の両氏との間で会社法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、両氏の再任が承認された場合には契約を継続する予定であります。
5. 三代元之、花里利一の両氏は当社又は当社子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
6. 三代元之、花里利一の両氏は当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったことはありません。
7. 三代元之、花里利一の両氏は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったことはありません。
8. 三代元之、花里利一の両氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受け取る予定はなく、また過去2年間に受けていたことはありません。
9. 三代元之、花里利一の両氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
10. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償責任に基づく賠償金及び、損害賠償請求に関する争訟によって生じた費用の損害を当該保険により填補することとしております。各候補者が取締役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
11. 取締役候補者の「所有する当社株式の数」は2026年3月31日現在の状況を記載しており、役員持株会を通じての保有分を含めております。

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結のときをもって監査役3名のうち、監査役堀江秀明氏が辞任により退任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者角保達也氏は監査役堀江秀明氏の補欠として選任されますことから、その任期は当社定款第34条に従い、退任する監査役の任期の満了するときまでとなります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
かどほ たつ や 角 保 達 也 (1964年12月23日生)	1988年4月 日新製鋼株式会社 入社 2006年10月 同社周南製鋼所生産管理部技術企画チームリーダー 2008年4月 同社周南製鋼所冷延精整部精整課長 2012年4月 同社本社技術総括部生産管理チームリーダー 2013年4月 同社周南製鋼所生産推進部ステンレス生産推進体制統合チームリーダー 2015年12月 同社PI推進部長 2020年4月 同社日本製鉄株式会社に会社統合 情報システム部部长 2024年4月 同社情報システム部部长、情報システム総括室長兼 務、内部統制・監査部 部長代理兼務 2026年4月 当社顧問 現在に至る	一株

- (注) 1. 監査役候補者角保達也氏と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 角保達也氏は新任の監査役候補者であります。なお、同氏の監査役選任が承認された場合、顧問は退任する予定であります。
3. 角保達也氏は社外監査役候補者であります。
4. 角保達也氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、日本製鉄株式会社における豊富な知見・経験と経営に関する幅広い見識に基づき、独立した立場から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
- なお、同氏につきましては株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 当社は、角保達也氏の選任が承認された場合、同氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 角保達也氏は、当社又は当社子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
7. 角保達也氏は、当社の親会社等ではなく、また過去10年間に当社の親会社等であったことはありません。
8. 角保達也氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったことはありません。
9. 角保達也氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受け取る予定は無く、また過去2年間に受けていたことはありません。
10. 角保達也氏は、当社の親会社等、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
11. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償責任に基づく賠償金及び、損害賠償請求に関する争訟によって生じた費用の損害を当該保険により填補することとしております。角保達也氏が監査役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
にしだ しょうへい 西 田 昇 平 (1983年6月20日生)	2006年4月 新日本製鐵株式会社入社 2012年10月 同社新日鐵住金株式会社へ統合 2018年7月 同社薄板事業部薄板企画部 主幹 2019年4月 同社日本製鐵株式会社に社名変更 2021年4月 同社薄板事業部薄板企画室 薄板事業調整課長 2023年4月 同社瀬戸内製鐵所総務部 人事総務室長 2026年4月 同社薄板事業部薄板営業部 薄板第一室長 現在に至る	一株

- (注) 1. 補欠監査役候補者西田昇平氏と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 西田昇平氏は社外監査役候補者であります。
3. 西田昇平氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、その職務を適切に遂行していただくだけの経営に関する高い知見を有しており、日本製鐵株式会社における豊富な職務経験と幅広い見識に基づき、独立した立場から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
4. 西田昇平氏が監査役に就任された場合には、業務執行者から独立した客観的な立場で、主に取締役会における議題等会社経営に関する様々な事象に対し、多角的な視点から監査役としての機能を果たしていただくことを期待し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
5. 当社は、社外監査役との間で会社法第423条第1項の責任について、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結できる旨を定款に規定しております。西田昇平氏が監査役に就任された場合には当社と同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償責任に基づく賠償金及び、損害賠償請求に関する争訟によって生じた費用の損害を当該保険により填補することとしております。西田昇平氏が監査役に就任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任される江口真木氏及び、監査役を辞任される堀江秀明氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準にしたがって、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

その具体的な金額、贈呈の時期、方法等につきましては、退任取締役分は取締役会、退任監査役分は監査役の協議にそれぞれご一任いただきたいと存じます。

なお、退任取締役に対する退職慰労金は、取締役会の決議による委任を受けた代表取締役社長が取締役会で定めた報酬の内容に係る決定方針に基づく内規に従って決定し、当社規程に定めた手続を経て決定されているため、その内容は相当であります。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
えぐち 江 口 真 木	2022年6月当社取締役常務執行役員 2026年4月当社取締役社長付 現在に至る
ほりえ 堀 江 秀 明	2025年6月当社監査役（常勤） 現在に至る

以上

事業報告

(自 2025年4月1日)
(至 2026年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

2025年3月～2026年2月の全国非住宅鉄骨造着工床面積は、前期比4.8%減少、全国非住宅鉄骨造着工床面積のうち、当社工事物件に係る工場・倉庫においては前期比11.9%減少といずれも減少基調で推移しました。

建築コストにつきましては、諸資材価格は総じて高い水準で推移しております。

このような状況下ではありましたが、受注高につきましては、竣工後20年以上経過した建屋の改修ニーズ捕捉による改修工事、成型品販売の受注などにより、前期比4百万円(△0.0%)減少の47,933百万円と引き続き高いレベルで推移しております。

売上高につきましては、前期比1,695百万円(3.7%)増収の47,058百万円となりました。

うち完成工事高としては、工事が比較的順調に進捗したことにより、前期比769百万円(2.0%)増収の39,584百万円となりました。うち製品売上高としては、屋根事業における成型品販売の増収などに伴い、前期比929百万円(14.4%)増収の7,396百万円となりました。

繰越受注高につきましては、過去最高を更新し前期比875百万円(2.5%)増加の36,462百万円となりました。

完成工事総利益につきましては前期比293百万円(△3.3%)減益の8,538百万円となりました。これは完成工事売上高は769百万円(2.0%)増収となったものの、工事原価及び製造・施工強化対策費用の増加等により完成工事総利益率が1.2ポイント低下したことによるものであります。

製品売上総利益は増収により前期比139百万円(13.6%)増益の1,165百万円となりました。経常利益は売上総利益の減少、本社移転関連費用の計上等一般管理費の増加などにより前期比295百万円(△7.1%)減益の3,843百万円となりました。

当期純利益につきましては、前期比296百万円(△10.1%)減益の2,645百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

建設業界におきましては、新築需要の減少、人手不足等に起因する工程の遅延、建設コスト高騰による建設計画の中止・延期などが引き続き懸念される中、中東情勢の影響による資材調達懸念、調達価格上昇など先行きが一段と不透明な状況にあります。

当社においては、営業面では技術提案を中心とした設計織込み営業の強化に注力するとともに、競争力のある商品と工法を市場に投入し、さらに受注を拡大してまいります。

工事面においても、引き続き高レベルの期首受注残高を維持しており、工事施工を確実に実行してまいります。

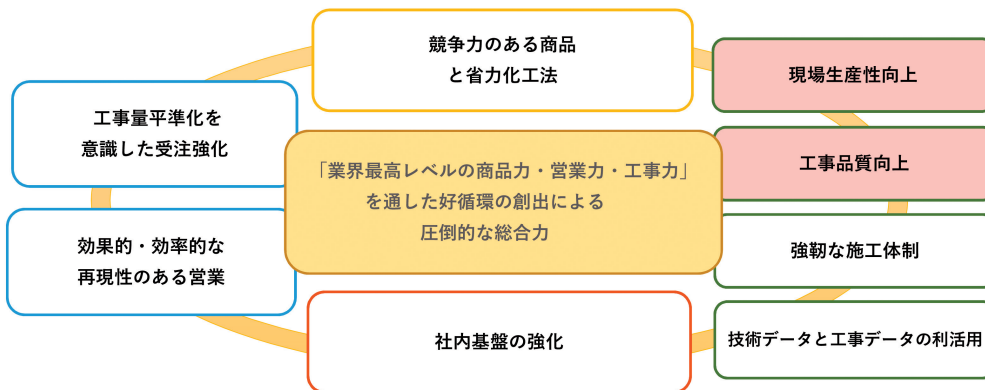
また、資材・労務・物流・設備等のコストアップの価格転嫁と一層のコスト低減強化により利益確保に努めてまいります。

中長期的な取り組みとして、安全・法令遵守への取り組みを継続的に行うとともに、「施工品質」と「製造品質」向上に向け、2026年4月に品質管理部を新設し、品質管理を強化してまいります。

さらに、施工治具の改善等による現場生産性の向上を進めることで、「業界最高レベルの商品力・営業力・工事力」による好循環を創出し、圧倒的な総合力で業界をリードしてまいります。

引き続き、すべてのステークホルダーから信用・信頼され、選ばれる企業として社会に貢献してまいります。

< 概要図 >



(3) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は940百万円であり、その主なものは屋根事業における生産設備の新設・更新、本社新オフィス関連投資等であります。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 重要な親会社等及び子会社の状況

① 親会社等との関係（2026年3月31日現在）

親会社はありません。

日本製鉄株式会社及び日鉄物産株式会社は当社の大株主（22頁に記載）であり、当社は日本製鉄株式会社の持分法適用会社であります。

当社は主として日本製鉄株式会社・同社のグループ会社等より、日鉄物産株式会社その他を仕入先として原材料を調達しております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 財産及び損益の状況

項目 \ 期別	2022年度 (第74期) (2022.4~2023.3)	2023年度 (第75期) (2023.4~2024.3)	2024年度 (第76期) (2024.4~2025.3)	2025年度 (第77期) (当事業年度) (2025.4~2026.3)
受注高	45,109百万円	48,598百万円	47,937百万円	47,933百万円
売上高	39,797	42,914	45,362	47,058
経常利益	3,366	3,709	4,139	3,843
当期純利益	2,372	2,593	2,941	2,645
1株当たり当期純利益 ※	123円5銭	134円52銭	152円57銭	137円21銭
総資産	36,707百万円	40,162百万円	41,429百万円	40,543百万円
純資産	22,990	24,963	27,103	27,628

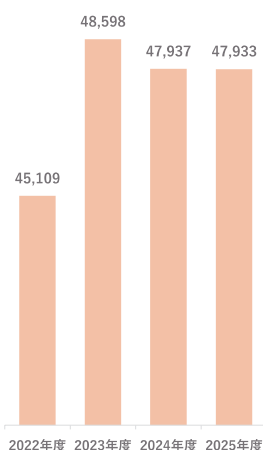
※当社は2025年10月1日付で普通株式1株につき普通株式5株の割合で株式分割を行っております。
2024年度以前の各年度においても、2022年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(8) 部門別受注高及び売上高

		前期繰越受注高	当期受注高	当期売上高	次期繰越受注高
屋 工 事 根	長尺屋根	27,884百万円	33,998百万円	32,605百万円	29,300百万円
	ハイタフ	1,502	3,707	3,456	1,665
	R - T	1,519	1,403	1,549	1,430
	塗装	188	592	479	302
	ソーラー	2,107	352	1,493	966
	小計	33,202	40,055	39,584	33,664
	販売 成形品	2,384	4,548	4,143	2,797
	中計	35,586	44,603	43,728	36,462
住宅建材	-	3,252	3,252	-	
売電	-	76	76	-	
合計	35,586	47,933	47,058	36,462	

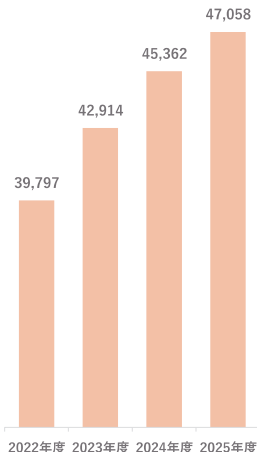
受注高

単位：百万円



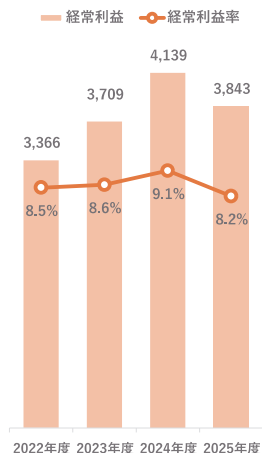
売上高

単位：百万円



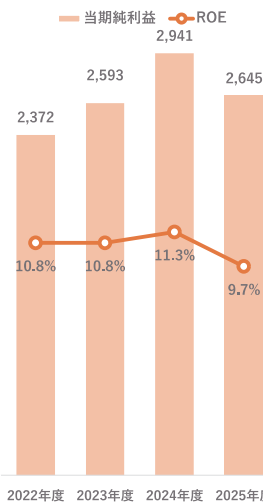
経常利益・経常利益率

単位：百万円



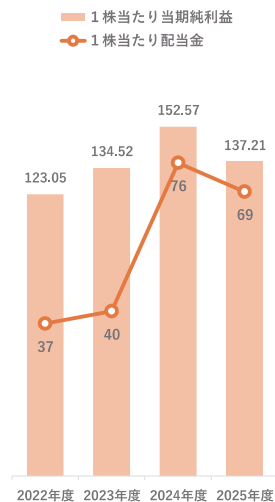
当期純利益・ROE

単位：百万円



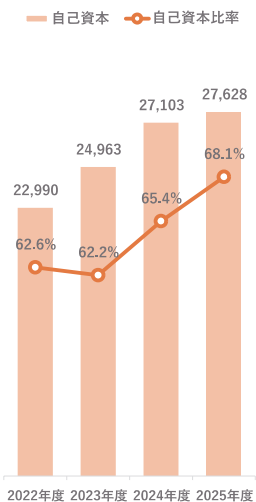
1株当たり当期純利益・配当金

単位：円



自己資本・自己資本比率

単位：百万円



(注) 2025年10月1日付けで普通株式1株につき普通株式5株の割合で株式分割を行っております。
2022年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり配当額、1株当たり当期純利益を算定しております。

(9) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

屋根・壁及び各種建材・塗装等の製造・加工・施工・販売並びにこれらに附帯する建設工事の設計・請負事業

(10) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

本 社：東京都港区芝五丁目34番2号

支 店：東京・南関東(神奈川県)・中部(愛知県)・関西(大阪府)・中四国(広島県)・九州(福岡県)・北海道・東北(宮城県)

製 作 所：深谷(埼玉県)・長田野(京都府福知山市)・光(山口県)・江別(北海道)

(11) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
507名	14名増	43.3歳	17.6年

(注) 他社への出向者(4名)及び派遣社員は除いております。

(12) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

金融機関からの借入金はありません。

なお、取引金融機関と融資限度額を決めたコミットメントライン契約(融資限度額30億円)を締結しております。

(13) 剰余金配当等の決定に関する方針

① 剰余金の配当等

当社は、業績に応じた利益の配分を基本として、企業価値向上に向けた投資等に必要な資金所要、先行きの業績見通し、財務体質等を勘案しつつ、剰余金の配当を実施する方針であります。

「業績に応じた利益配分」の指標としては、配当性向50%を目安といたします。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。なお、当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

② 自己株式の取得

当社は自己株式の取得につきましては、機動性を確保する観点から、定款第42条の規定に基づき取締役会の決議によることといたします。取締役会においては、機動的な資本政策等の遂行の必要性、財務体質への影響等を考慮したうえで、総合的に判断することといたしております。

(14)その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 60,000,000株

(注) 2025年10月1日付にて実施した株式分割 (1株を5株に分割) に伴い、発行可能株式総数は48,000,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 19,277,735株 (自己株式 522,265株 を除く。)

(注) 2025年10月1日付にて実施した株式分割 (1株を5株に分割) に伴い、発行済株式の総数 (自己株式含)は15,840,000株増加しております。

(3) 当事業年度末の株主数 10,758名

(4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	(持株比率)
日 本 製 鉄 株 式 会 社	62,296百株	(32.31%)
日 鉄 物 産 株 式 会 社	12,837	(6.66)
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4,683	(2.43)
光 通 信 K K 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合	3,685	(1.91)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,154	(1.12)
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	1,710	(0.89)
モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社	1,400	(0.73)
BNP Paribas Financial Markets	1,355	(0.70)
小 泉 和 子	1,150	(0.60)
宗教法人カトリック聖パウロ修道会	1,139	(0.59)

(注) 1. 当社は、自己株式522,265株を保有しておりますが上記の大株主からは除いております。

2. 持株数は、百株未満を切り捨てて表示しており、持株比率は自己株式を除く発行済株式の総数に対する所有株式数の割合で、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は2025年10月1日付で普通株式1株につき普通株式5株の割合で株式分割を行っております。

(7) 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は「快適で環境に優しい屋根空間を創造し社会に貢献する。現場力を磨き、専門性を活かした高品質の建築作品とサービスを提供する。誠実と勤勉を旨とし自ら熟慮を重ねて信頼に応えるよう行動する。人を育て、人を活かし、活力に溢れる企業であり続ける」という企業理念の下、株主や取引先をはじめとするすべてのステークホルダーの負託と信頼に応え、当社の健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び他の法人等との重要な兼職の状況
代表取締役社長	青 木 栄 一	
取 締 役	長 野 光 博	常務執行役員、技術本部長委嘱
取 締 役	江 口 真 木	常務執行役員、技術本部副本部長、建材事業部長、建材技術部長委嘱、製造技術部、製作所に関する事項管掌 技術部、工事総括部、施工管理部、技術開発センターに関する事項につき長野常務執行役員に協力
取 締 役	今 野 徹 哉	常務執行役員、総務部長、人材開発部長委嘱、内部統制・監査部、経理部、安全・衛生・環境部及びB P X班に関する事項管掌
取 締 役	福 田 貴 之	常務執行役員、営業本部長、改修・塗装営業部長委嘱、支店に関する事項管掌 建材事業に関する事項につき江口常務執行役員に協力
取 締 役	三 代 元 之	
取 締 役	花 里 利 一	神奈川大学工学研究所客員教授
監 査 役（常勤）	湧 川 正 朗	
監 査 役（常勤）	堀 江 秀 明	
監 査 役	渡 辺 匡 也	日本製鉄株式会社 薄板事業部 薄板営業部 薄板第一室 部長代理

(注) 1. 取締役三代元之、花里利一の両氏は社外取締役であります。

2. 監査役堀江秀明、渡辺匡也の両氏は社外監査役であります。
3. 取締役三代元之、花里利一の両氏及び監査役堀江秀明、渡辺匡也の両氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。
4. 当期中の主な取締役及び監査役の異動については次のとおりであります。
 - ① 第76期定時株主総会の終結のときをもって佐藤宏明、高山英幸の両氏は任期満了により退任し、新たに花里利一氏が取締役に選任され就任いたしました。
 - ② 第76期定時株主総会の終結のときをもって監査役古田陽一、渡辺勉の両氏は辞任により退任し、新たに堀江秀明氏が監査役に選任され就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び社外監査役との間で会社法第427条第1項に規定する責任限定契約を締結しております。

契約の概要は、会社法第423条第1項の責任について、社外取締役及び社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とするものであります。

(3) 会社と役員との補償契約に関する事項

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社のすべての取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約の内容は、被保険者が株主や第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用を補填するものであります。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者における故意又は犯罪行為等に起因して発生した損害賠償は、保険金支払の対象外としております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会の決議により取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を定めております。取締役の報酬は、企業業績と企業価値の持続的な向上に資する動機づけとして十分に機能するよう業績に連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては業務執行上の各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。業績連動報酬に係る指標は、業績向上に対する意識を高めるため、前事業年度の経常利益及び当期純利益とし、取締役が兼任する執行役員役の役位別基準報酬の下限-20%～上限25%の範囲で連動して決定しております。

なお、前事業年度の経常利益及び当期純利益は19頁に記載のとおりです。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1991年6月27日開催の第42期定時株主総会において上限220百万円（ただし、退職慰労金、使用人兼務役員の使用人給与は含まない）として承認を得ております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は19名です。

監査役の報酬限度額は、2014年6月27日開催の第65期定時株主総会において上限60百万円（ただし、退職慰労金は含まない）として承認を得ております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、役員人事・報酬会議での意見等を踏まえ取締役会の決議による委任を受けた代表取締役社長青木栄一が取締役会で定めた上記の方針に基づく内規に沿って決定することとしております。

これらの権限を代表取締役に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰して取締役の個人別の報酬額の決定を行うには最も適しているからであります。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額は当該内規に従い、当社規程に定めた手続を経てなされていることから、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は上記の方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

(単位：千円)

区分	対象となる 役員の員数 (人)	報酬等の総額	業績連動報酬等の内訳		内、社外役員	
			報酬額	役員退職慰労 引当金増加額	員数 (人)	報酬等
取締役	8	181,274	155,274	26,000	2	12,300
監査役	4	44,200	40,400	3,800	3	26,224

- (注) 1. 上記の報酬額には複数事業主型確定給付企業年金基金への拠出額57,411千円（取締役49,200千円、監査役8,211千円）が含まれております。
2. 上記の対象となる役員の員数には無報酬の社外取締役1名及び社外監査役1名はそれぞれ含んでおりません。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況につきましては、23頁に記載のとおりであり、また、当社と日本製鉄株式会社との関係は18頁に記載のとおりであります。

なお、当社と神奈川大学との間に特段の取引関係等はありません。

② 主な活動状況

取締役会への出席率は、三代元之氏100%、花里利一氏100%であり、両氏は取締役会において経営陣から独立した見地より議案審議等につき適宜助言を行っております。

また、監査役堀江秀明、渡辺匡也両氏の取締役会及び監査役会への出席率は、堀江秀明氏各100%、渡辺匡也氏各100%であり、これらの場において業務執行の妥当性、適正性を確保する観点より適宜発言を行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役それぞれの豊富な経験と幅広い見識を当社経営全般に反映していただくことを期待して当社から社外取締役に就任を要請しており、各社外取締役は取締役会などの場において事業運営におけるリスク織り込み、財務面の動向など多岐に渡り的確な質問・確認を積極的に行い、客観的な立場で会社経営の監督を行っていただいております。

④ 報酬等の総額

社外役員の報酬等の総額につきましては、26頁の4-(5)-④「取締役及び監査役の報酬等の総額等」に記載のとおりであります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 会計監査人としての報酬等の額	37,530千円
② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,530千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の職務遂行状況、監査計画の内容及び報酬額の見積り、適格性等について検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. ①については、会社法上の監査業務と金融商品取引法上の監査業務の報酬が明確に区分されておらず、かつ実質的にも区分できないことから、その合計値を記載しております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

当社は、法令の定めに基づき、相当の事由が生じた場合には監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任し、また、会計監査人の監査の継続について著しい支障が生じた場合等には監査役会の決議により当該会計監査人の解任又は不再任を目的とする議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

当社は業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）についてその基本方針を取締役会において次のとおり決議し、会社の業務の効率性並びに法令遵守及びリスク管理等の健全性の確保に努めるとともに、社会経済情勢その他環境の変化に応じて不断の見直しを行い、その整備・充実に努めております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、又は報告を受ける。

業務を執行する取締役(以下、「業務執行取締役」という。)は、取締役会における決定に基づき、各々の職務分担に応じて職務を執行し、使用人の業務の執行を監督するとともに、法令遵守を含めその進捗状況を取締役会に報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録をはじめとする職務執行上の各種情報について、情報の保存及び管理に関する規程に基づき、対象とすべき情報、管理の方法並びに管理責任等を明確化し、必要なセキュリティー・ポリシー等を定め、たうえで適切に保存及び管理する。

また、経営計画・事業方針、財務情報等の重要な企業情報について、法令等に定める方法のほか、適時・的確な開示に努める。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役社長を委員長とし、全社のリスクマネジメント活動を統括するリスクマネジメント委員会を設置し、リスク管理に係る基本方針、規程の制定・改廃その他重要事項を審議する。

各機能部門長及び各事業場長(以下、各部門長という。)は、自部門における事業上のリスクの把握・評価を行い、規程において定められた権限・責任に基づき業務を遂行する。各機能部門長は、担当する各機能別リスクについて、全社的視点から規程等を整備・周知するとともに、各部門及び各グループ会社への情報提供、指導、助言及び内部監査等を行う。内部統制・監査部長は、各機能部及び各事業場(以下、各部門という。)における事業遂行上のリスクの識別・評価に基づくリスクマネジメント体制の整備及び

その自律的な活動を支援し、併せて、全社的視点からリスクマネジメント活動の有効性に係る監視・点検を行う。

リスクマネジメント活動等の状況は、定期的及び必要の都度開催するリスクマネジメント委員会において総括・レビューを行い、重要事項その他定められた事項については経営会議及び取締役会に報告する。

経営に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合又は発生するおそれのある場合には、業務執行取締役は、損害及び影響等を最小限にとどめるため、直ちにリスクマネジメント委員会の招集を要請するなど、必要な対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画、事業戦略、重要な設備投資等取締役の職務執行に係る重要な個別執行事項については、経営会議における事前の審議を経て、取締役会において執行決定を行う。

各業務執行取締役、各執行役員、各部門長等は、取締役会における決定に基づき個別業務を遂行するが、職務の執行における効率性を確保するため、組織規程・業務分掌規程において各業務執行取締役、各執行役員、各部門長等の責任・権限を明確化するとともに、必要な業務手続き等を定める。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令遵守及びリスク管理等の当社の内部統制システムの運用については、各部門長の責任の下で各部門が自律的な活動を推進する。

各部門長は、その職務の執行にあたり、各部門における法令及び社内規程の遵守・徹底を図り、業務上の法令違反行為の未然防止に努めるとともに、社員に対する教育・啓発に努める。また、法令違反のおそれのある行為・事実を認知した場合には、速やかに内部統制・監査部長に報告する。

内部統制・監査部長は、各部門における法令及び社内規程の遵守状況を定期的及び必要の都度監視・点検し、これらの内容をリスクマネジメント委員会に報告するとともに、必要に応じ、法令・社内規程違反等の未然防止策等につき適切な措置を講ずる。また、重要事項その他定められた事項については経営会議及び取締役会に報告する。

社員は、法令及び社内規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。違法行為等を行った社員については、就業規則等の定めに基づき制裁を行う。

なお、併せて、社員等及びその家族、派遣社員・請負先社員等から業務遂行上のリスクに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を設置し、適切な運用に努める。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社の内部統制システムについては、各部門長及び各グループ会社社長の責任による自律的な構築・運用を基本とし、内部統制・監査部長が必要に応じ、その構築・運用を監視・点検する。

当社及びグループ会社は、各社の事業特性を踏まえつつ事業戦略を共有するとともに、グループ一体となった経営を行う。

当社業務執行取締役、執行役員、各部門長及びグループ会社社長は、業務運営方針等を社員に周知・徹底する。

これに基づく具体的な体制は以下のとおりとする。

イ.グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

各主管部門は、各グループ会社における事業計画、重要な事業方針、決算等、当社の連結経営上又は各グループ会社の経営上の重要事項について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

ロ.グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各主管部門は、各グループ会社におけるリスク管理状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

ハ.グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

各主管部門は、各グループ会社の業績評価を行うとともに、マネジメントに関する支援を行う。

ニ.グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

各主管部門は、各グループ会社における法令遵守及び内部統制の整備・運用状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行う。また、各グループ会社における法令違反のおそれのある行為・事実について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、速やかに内部統制・監査部長に報告する。

(7) 監査役の監査に関する事項

当社の取締役、執行役員、各部門長及びその他の使用人等は、職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に監査役又は監査役会に直接又は内部統制・監査部等当社関係部門を通じて報告するとともに、内部統制システムの整備・運用状況等の経営上の重要事項についても、取締役会、経営会議及びリスクマネジメント委員会等において報告し、監査役と情報を共有する。また、必要に応じて監査役より報告を受ける。

グループ会社の取締役、監査役、使用人等は、各グループ会社における職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役又は監査役会に直接又は内部統制・監査部等当社関係部門を通じて報告する。

当社は、これらの報告をした者に対し、内部通報に関する規程等に基づき、報告したことを理由とする不利な取扱いを行わない。

内部統制・監査部長は、監査役と定期的又は必要の都度、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行う等、監査役監査の効率的な実施に向けて連携を図る。また、内部通報制度の運用状況について監査役に報告する。

なお、取締役は、補助使用人その他監査役監査の環境整備に係る事項について、監査役の求めに応じ、適宜、監査役と意見を交換する。

当社は、監査役の職務執行上必要と認める費用を予算に計上する。また、監査役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後、監査役の償還請求に応じる。

7. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は12回開催され、取締役会規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、また業務執行取締役からその業務執行状況等の報告を受けております。

なお、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、適正性・効率性を高めるためにすべての取締役会において2名の社外取締役並びに2025年5月までは3名の、2025年6月以降は2名の社外監査役が出席いたしております。

社外取締役並びに社外監査役の取締役会への出席状況については26頁の主な活動状況に記載いたしたとおりです。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

12回開催した取締役会の議事録及び資料をはじめ29回開催した経営会議の議事録及び資料等、職務執行上の各種情報については情報の保存及び管理に関する規程に基づき適切に保存・管理いたしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント委員会を規定に基づき、当期においては上期2回と下期2回の計4回開催しており、内部統制の計画をはじめ、当社の全機能部門及び全事業場（以下、「全部門」という。）並びにグループ会社の内部統制の運用状況の確認と評価等が審議されております。

なお、審議内容について経営会議及び取締役会へ報告いたしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため業務執行取締役により経営会議を取締役に先立ち開催しており、当期においては29回開催いたしております。

また、組織規程、業務分掌、決裁規程等社内規程については適宜改定を行っております。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全部門長に対する職務の執行状況を含む個別の情報把握はもとより、定期的な内部統制の運用状況の確認を上期と下期の2回実施しリスクマネジメント委員会に報告のうえ、経営会議及び取締役会へ報告いたしております。

(6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ会社に対する個別の内部統制システムの運用状況の監視・点検はもとより、定期的な内部統制の運用状況の確認を年1回実施しリスクマネジメント委員会に報告のうえ、経営会議及び取締役会へ報告いたしております。

(7) 監査役の監査に関する事項

監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠した監査方針を含む監査計画を策定し、当社の全部門の監査を実施するとともに、取締役会をはじめ経営会議、リスクマネジメント委員会、その他主要な会議にも出席して内部統制システムの運用状況を含む経営上の重要事項について情報を確認し、また、必要な意見表明を行っております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
流動資産	31,471	流動負債	9,653
現金預金	14,158	電子記録債権	3,414
受取手形	136	買掛金	2,571
電子記録債権	3,160	工事未払金	1,400
完成工事未収入金及び契約資産	9,349	リース債権	14
売掛金	1,514	未払法人税等	683
製品及び半製品	589	未払消費税等	203
未成工事支出金	797	契約負債	592
材料貯蔵品	1,443	完成工事補償引当金	167
未収入金	96	工事損失引当金	3
その他金	224	その他	602
貸倒引当金	△0		
		固定負債	3,261
固定資産	9,072	リース債権	54
有形固定資産	6,916	再評価に係る繰延税金負債	1,057
建物	1,389	退職給付引当金	2,074
構築物	58	役員退職慰労引当金	74
機械及び装置	1,344		
車両運搬具	0	負債合計	12,915
工具器具・備品	165		
土地	3,908		
リース資産	0		
建設仮勘定	49		
無形固定資産	568		
ソフトウェア	503		
ソフトウェア仮勘定	64		
その他無形固定資産	0		
投資その他の資産	1,588		
投資有価証券	11		
関係会社株費用	53		
前払年金	577		
繰延税金	624		
その他金	322		
貸倒引当金	△1		
		株主資本	25,353
		資本剰余金	1,980
		資本準備金	344
		利益剰余金	23,321
		利益準備金	495
		その他利益剰余金	22,826
		別途積立金	3,450
		繰越利益剰余金	19,376
		自己株式	△291
		評価・換算差額等	2,274
		その他有価証券評価差額金	△9
		土地再評価差額金	2,284
		純資産合計	27,628
資産合計	40,543	負債・純資産合計	40,543

損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

		百万円	百万円
高価売上	39,584		
高価売上	7,396		
	76		47,058
原価売上	31,046		
原価売上	6,230		
	24		37,301
総売上	8,538		
総売上	1,165		
	52		9,756
営業外費用			5,978
営業外費用			3,778
受取未払	53		
受取未払	10		
	0		68
支払未払	0		
支払未払	2		
	0		3
経常利益			3,843
特別利益	1		1
特別損失	1		
	2		4
税引前当期純利益			3,840
法人税	1,221		
法人税	△25		
	△25		1,195
当期純利益			2,645

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金
			別途積立金	
当 期 首 残 高	百万円 1,980	百万円 344	百万円 495	百万円 3,450
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
<small>株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)</small>				
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-
当 期 末 残 高	1,980	344	495	3,450

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	百万円 18,851	百万円 22,796	百万円 △291	百万円 24,829
当 期 変 動 額				
剰余金の配当	△2,120	△2,120		△2,120
当期純利益	2,645	2,645		2,645
自己株式の取得			△0	△0
<small>株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)</small>				
当 期 変 動 額 合 計	524	524	△0	524
当 期 末 残 高	19,376	23,321	△291	25,353

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	百万円 △10	百万円 2,284	百万円 2,273	百万円 27,103
当期変動額				
剰余金の配当				△2,120
当期純利益				2,645
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	0	－	0	0
当期変動額合計	0	－	0	525
当期末残高	△9	2,284	2,274	27,628

【個別注記表】

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券……………市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品及び半製品、……………移動平均法による原価法

材 料 貯 蔵 品 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

未成工事支出金……………個別法による原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～38年

機械及び装置 2年～17年

無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

リ ー ス 資 産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロ（リース契約上に残価保証額の取り決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金……営業債権等の債権に対する貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

完成工事補償引当金…完成工事に係る契約不適合責任等の費用に備えるため、過年度の実績率を基礎に将来の支出見込を勘案し、特定の物件については個別に発生見込額を考慮し、算定額を計上しております。

工事損失引当金……受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額が合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

役員退職慰労引当金…役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

工事契約…屋根事業における工事契約については、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転することから、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合（インプット法）に基づいて行っております。

契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

取引の対価は、主として、契約条件に従い、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しております。なお、重要な金融要素は含んでおりません。

製品販売契約…屋根事業及び建材事業における製品の販売においては、約束した財の支配が顧客に移転した時点で、当該財と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

なお、国内販売では代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、輸出販売では、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識することとしております。

取引の対価は、製品の引渡し後、1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

3. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、屋根工事を主体とした屋根事業と、住宅成型品販売を行う建材事業により事業展開しております。

「屋根事業」は、長尺屋根工事、R-T工事、ハイタフ工事、ソーラー工事、塗装工事及び長尺成型品販売を行っております。

「建材事業」は、住宅成型品販売を行っております。

当事業年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	屋根事業	建材事業	計	その他 (注)1	合計
売上高					
一時点で移転される財又はサービス	10,776	3,252	14,029	76	14,106
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	32,951	—	32,951	—	32,951
顧客との契約から生じる収益	43,728	3,252	46,981	76	47,058

(注)1「その他」の区分は主たる事業に含まれない事業であり、売電に関する事業であります。

2 収益認識に関する会計基準の適用指針第95項に定める代替的な取扱いを適用することにより、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している工事契約については、一時点で移転される財又はサービスに含めております。

(2)収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 (6)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3)顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

(単位：百万円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	11,025
受取手形	450
電子記録債権	4,130
完成工事未収入金	5,256
売掛金	1,188
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	9,724
受取手形	136
電子記録債権	3,160
完成工事未収入金	4,911
売掛金	1,514
契約資産（期首残高）	3,779
契約資産（期末残高）	4,437
契約負債（期首残高）	189
契約負債（期末残高）	592

(注)1 契約資産

契約資産は、工事契約について期末日時点で履行義務の充足部分と交換に受け取る対価に対する権利のうち、債権を除いたものであります。完了した作業について顧客の検収を受け、請求した時点で債権へ振替えられます。

2 契約負債

契約負債は、工事契約について履行に先立って受領した対価又は対価を受け取る期限が到来したものであります。工事の進捗に伴い履行義務が充足された時点で、契約負債は収益へと振替えられます。

当事業年度の契約資産の増加は主に工事売上の増加によるものであります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当事業年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）の額は1,090百万円であります。

(4)残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当事業年度
期末日において未充足または部分的に未充足の履行義務に配分した取引価格	36,462
収益認識が見込まれる時期	
1年以内	29,516
1年超	6,945

4. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額……………	12,681百万円
(2)関係会社に対する金銭債権債務……………	短期金銭債権 2百万円 短期金銭債務 92百万円
(3)土地再評価法の適用……………	土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（2001年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき算出する方法によっております。 再評価を行った年月日 2002年3月31日 再評価を行った土地の当事業年度末における 時価と再評価後の帳簿価額との差額 1,190百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益	
売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「収益認識に関する注記（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。	
(2)完成工事原価に含まれている工事損失引当金繰入額……………	3百万円
(3)関係会社との取引高	
営業取引による取引高……………	仕入高 1,041百万円
営業取引以外による取引高……………	受取配当金 10百万円
(4)一般管理費に含まれている研究開発費の総額……………	330百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1)発行済株式の総数に関する事項

	当事業年度期首の 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末の 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	3,960,000	15,840,000	—	19,800,000
合計	3,960,000	15,840,000	—	19,800,000
自己株式				
普通株式	104,415	417,850	—	522,265
合計	104,415	417,850	—	522,265

発行済株式（普通株式）の当事業年度増加株式数15,840,000株は、2025年9月30日を基準日（2025年10月1日を効力発生日）として普通株式1株につき5株の割合で実施した株式分割によるものであります。また、自己株式（普通株式）の当事業年度増加株式数417,850株の内、417,772株は当該株式分割によるもの、78株は自己株式の取得によるものです。

(2)剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,465	380.0	2025年 3月31日	2025年 6月30日
2025年10月31日 取締役会	普通株式	利益剰余金	655	170.0	2025年 9月30日	2025年 12月5日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年6月26日 定時株主総会予定	普通株式	利益剰余金	674	35.0	2026年 3月31日	2026年 6月29日

当社は2025年9月30日を基準日（2025年10月1日を効力発生日）として普通株式1株につき5株の株式分割を行いました。2025年3月31日を基準とする配当金及び2025年9月30日を基準日とする配当金につきましては、当該株式分割前の配当金の額を記載しております。なお、当該株式分割前基準での2026年3月期期末の1株当たり配当金は175円、年間合計345円となります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

項 目	金 額
(繰延税金資産)	
事業税	41
貸倒引当金	0
ゴルフ会員権減損	27
完成工事補償引当金	52
退職給付引当金	653
役員退職慰労引当金	23
減損損失	142
棚卸資産評価損	5
棚卸資産評価差額	38
その他	32
繰延税金資産小計	1,018
評価性引当額	△175
繰延税金資産合計	843
(繰延税金負債)	
前払年金費用	△182
合併による土地評価差額	△36
繰延税金負債合計	△218
繰延税金資産の純額	624

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については自己資金又は銀行借入で賄う方針であります。

なお、デリバティブ取引については、商品輸入取引にかかる為替変動リスクを回避するために利用し投機的な取引は行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権、完成工事未収入金及び契約資産、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である電子記録債務、買掛金及び工事未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

(イ)信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

与信管理規程によって、取引先相手ごとの支払期日や債権残高を管理しております。また、営業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、経理部門との情報共有化を行いながら債務状況等の悪化による貸倒リスクの軽減に努めております。

(ロ)市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建て債権・債務については、定期的に為替相場等を把握しております。

(ハ)資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

①現金預金は注記を省略しております。

②受取手形、電子記録債権、完成工事未収入金及び契約資産、売掛金、未収入金、電子記録債務、買掛金、工事未払金、未払法人税並びに未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

③投資有価証券及び関係会社株式に計上されている非上場株式は市場価格のない株式等であり、貸借対照表計上額は、それぞれ11百万円、53百万円であります。

金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内
現金預金	14,158
受取手形	136
電子記録債権	3,160
完成工事未収入金	4,911
売掛金	1,514
未収入金	96
合 計	23,978

(3)金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表に計上している金融商品については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の 名称	所在地	資本金 (百万円)	事業内容 又は職業	取引の内容	取引金額 (百万円) (※2)	科目	期末残高 (百万円) (※2)
その他の 関係 会社の 子会社	日鉄物産 株式会社	東京都 中央区	16,389	鉄鋼、産機・インフラ、食糧、繊維その他の商品の販売及び輸出入業	表面処理鋼板等の購入 (※1)	4,972	買掛金 工事未払金 電子記録債務	654 5 279

取引条件及び取引条件の決定方針等

(※1) 屋根用原材料の購入については、市場の実勢価格を検討の上、その都度価格交渉をして決定しております。

(※2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,433円18銭

(2) 1株当たり当期純利益 137円21銭

(注)当社は2025年10月1日付けで普通株式1株につき普通株式5株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

三晃金属工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 栗原 真郷
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 金原 和美
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三晃金属工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、次のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査計画及び監査実施要領において監査の方針、監査の方法等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の方法及び職務の分担等に従い各取締役、内部監査担当部門を含む使用人等と緊密な意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議等に参加し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要文書等を閲覧し、本社及び事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づく内部統制システムの構築及び運用の状況については、取締役等から適宜説明を受け、これを精査し、意見を表明いたしました。財務報告に係る内部統制については、この他、有限責任 あずさ監査法人からも、当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施していることを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況、監査の方法及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- また、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、有効である旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月20日

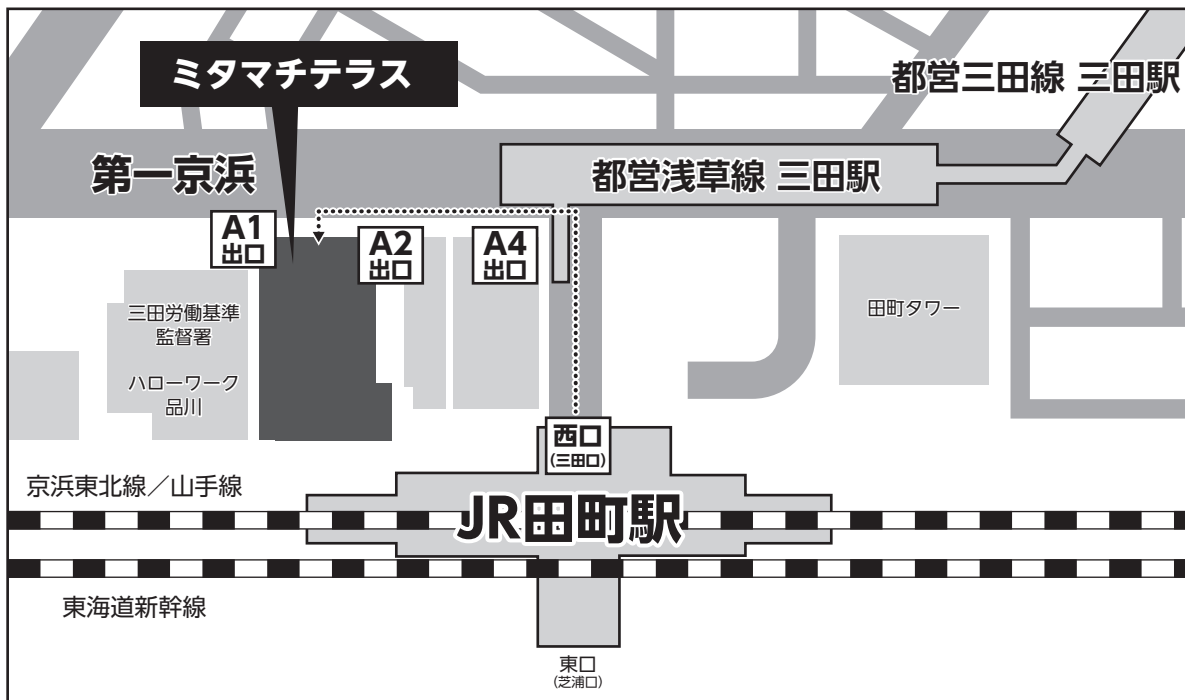
三晃金属工業株式会社 監査役会

監査役	(常勤)	湧	川	正	朗	印
監査役	(常勤・社外監査役)	堀	江	秀	明	印
監査役	(社外監査役)	渡	辺	匡	也	印

第77期定時株主総会会場 ご案内図

東京都港区芝五丁目34番2号
ミタマチテラス 3階カンファレンス
電話 03 (5446) 5600

※昨年と会場が異なりますので、ご注意ください。



- ・京浜東北線/山手線 JR田町駅 西口 (徒歩1分)
 - ・都営浅草線/都営三田線 都営地下鉄 三田駅 A1、A2、A4 出口 (徒歩1分)
- ※A1、A2 出口の間に直結エレベーターがあります。